

平成 28 年 11 月 28 日

委託事業主 様

社会保険労務士法人
東京食品労務管理センター
東京都渋谷区神宮前 2-6-1
TEL:03-3404-0522
FAX:03-5411-1871

「賞与支払届」提出のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生年金に加入している事業所では、被保険者毎に賞与額を申告します。

つきましては、同封の「賞与支払届集計表（以下、集計表）」にご記入の上、年金事務所から届く賞与支払届、総括表と併せてご準備をお願いいたします。

なお、不支給の際も届出（総括表のみ）が必要です。ご注意ください。

敬具

記

1. 保険料率（事業主・被保険者負担分）

	保険料率		備考
厚生年金	9.091%		
健康保険 (協会けんぽ)	介護保険 非該当	介護保険 該当	協会けんぽの被保険者のみ 東食国保の被保険者は対象外
	4.98%	5.77%	

2. 賞与の保険料について

保険料 = 標準賞与額（総支給額の 1,000 円未満切捨てた額） × 保険料率

※ 退職者は支給された月の末日まで在籍していなければ保険料の対象にはなりません。

※ 標準賞与額の上限は、健康保険が 573 万円/年度、厚生年金が 150 万円/月です。

3. その他

雇用保険の被保険者（高年齢継続被保険者を除く）は、賞与も雇用保険料の対象になります。賞与支払届の必要はありませんが、以下の通り保険料を控除してください。

保険料 = 総支給額 × 0.4%

※ 退職者であっても退職日以前に発生したものであれば保険料の対象になります。

以上